

益城町「まちづくり活動団体支援助成金」 申請の手引き（募集要項）



arigato MASHIKI
KUMAMOTO

令和8年(2026年)4月

益 城 町

【助成金制度の趣旨】

本町では、現在、福祉や環境、防災活動などの様々な分野で、ボランティア団体やNPO等による自主的・主体的な公益性の高い活動が展開されており、町政にも貢献いただいています。

本町としては、協働のまちづくりを進めるうえで、その専門性や迅速で柔軟性のある行動力に新たな公共の担い手としての期待を寄せており、そのような団体が活動しやすい環境づくりの一環として、本助成金制度を策定しました。

【実施期間】

助成金制度の実施期間は、令和8年度（2026年度）の1年間とします。

なお、住民と行政の「協働のまちづくり」を進めるうえで本助成金制度が効果的であると認められた場合は、実施期間が延長される予定です。



【申請団体の条件】

助成金申請ができる団体は、以下の要件をすべて満たさなければなりません。

- 1：まちづくりを主たる目的とし、主に町内で自主的かつ公益的な活動を行う団体
- 2：町内に活動拠点があり、5人以上で構成され、構成員のうち町内に住所がある者が過半数以上いる団体
- 3：住所が町内にあり、町税の滞納がない方が代表を務めている団体
- 4：定款、規約、規則等の組織の運営に関する定めを有している団体
- 5：会計処理が出来る団体
- 6：構成員から会費等を徴収して活動している団体
- 7：本助成金の透明性確保及び活動周知のため、活動内容等の公表に賛同できる団体
- 8：本助成金の交付の有無にかかわらず、活動を継続できる団体
- 9：他の公的助成金等を受けていない団体
- 10：未成年のみで構成されていない団体
- 11：営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としていない団体
- 12：暴力団や法律に基づき規制を受けている団体とかかわりがない団体

【助成対象事業】

助成金交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業とします。

- 1：健康、福祉、医療の増進を図る事業
- 2：子どもの健全な育成を図る事業
- 3：学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る事業
- 4：観光、レクリエーションの振興を図る事業
- 5：地域づくりの推進を図る事業
- 6：国際交流、地域間交流の推進に係る事業
- 7：町特産品の開発等の推進に係る事業
- 8：平成28年熊本地震の記憶の継承に係る事業
- 9：その他まちづくり活動に寄与すると認められる事業

【事業の対象期間】

令和8（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

※令和9年（2027年）3月31日までに実績報告書を提出する必要があります。

【助成対象経費及び助成金の額】

助成の対象となる経費は、別表のとおりです。

助成金の額は、対象となる経費の合計額10分の10以内で、20万円を上限とします。ただし、入場料、出展料、参加料、売上料等の事業収入がある場合は、経費の合計額から控除したうえで助成金の額を算出します。

また、助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

※助成金は、予算の範囲内で交付することになります。

※市民の皆様からいただいた貴重な税金を使って助成しますので、対象となる経費については制限を設けています。

※団体の構成員に係る経費が多い事業については、助成金の趣旨からあまり好ましくありません。

【提出書類】

申請を希望する団体は、次の書類を提出していただきます。

- 1：益城町まちづくり活動団体支援助成金交付申請書（別記第1号様式）
- 2：益城町まちづくり活動団体支援事業計画書（別記第2号様式）
- 3：益城町まちづくり活動団体支援事業収支予算書（別記第3号様式）
- 4：団体の定款、規約、規則等
- 5：その他町長が必要と認める書類（必要に応じて提出していただきます。）

【申請期間】

令和8年（2026年）4月1日（水）～4月30日（木）

【書類の提出方法】

郵送または持参

（注意）持参の場合は、平日の8時30分から17時までに提出してください。土・日・祝日は持参での受付は行いません。

【書類の提出先】

〒861-2295

上益城郡益城町宮園702番地

益城町役場 企画財政課 復興企画係

【審査及び交付決定等】

益城町まちづくり活動団体支援助成金交付審査会において内容を審査し、町が交付又は不交付の決定を行います。

決定通知書は、後日、代表者に通知します。

※助成金の交付は、原則として1団体につき1回限りとします。

【報告書の提出】

助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成金交付団体」といいます。）は、事業完了後、1か月以内又はその年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出していただきます。

- 1：益城町まちづくり活動団体支援助成金実績報告書（別記第8号様式）
- 2：益城町まちづくり活動団体支援事業報告書（別記第9号様式）
- 3：益城町まちづくり活動団体支援事業収支決算書（別記第10号様式）
- 4：支出を証する領収書等の写し
- 5：その他町長が必要と認める書類（必要に応じて提出していただきます。）

【助成金の額の確定】

助成金交付団体から提出いただいた実績報告書を基に、助成金の額を確定します。

【助成金の請求】

助成金交付団体で助成金の確定通知を受領した団体は、所定の請求書（別記第12号様式）を提出していただきます。

なお、必要に応じて、助成金交付決定額の10分の8を限度として、概算払い（前払い）の請求ができます。

【その他】

- 1：事業計画等の内容に変更等が生じた場合は、町の承認を受ける必要があります。（ご相談ください。）
- 2：虚偽の申請等があった場合は、決定の取り消しや助成金の返還が発生します。
- 3：助成金の概算払い（前払い）の額が助成金の確定額よりも多いときは、その差額を返還していただきます。

【問い合わせ先】

益城町役場 企画財政課 復興企画係
Tel096-286-3223



(別表)

助成の対象となる主な経費

項目	助成の対象となる経費	内容
報償費	講師謝礼、専門的技能を有する協力者への謝礼等	<ul style="list-style-type: none">外部講師や出演者への謝礼専門的技能を有する協力者への謝礼 (対象外)ボランティアやアルバイトへの支出行事参加者に対する参加賞や賞品申請団体内の講師や出演者への報償費社会通念上不適切な支払と思われるもの
旅費	講師等の交通費	<ul style="list-style-type: none">講師、出演者、専門的技能を有する協力者への交通費・宿泊費 (対象外)講師料に含まれているもの申請団体内の講師や出演者への支払い
消耗品費	事業に必要な単価3万円未満の消耗品の購入費	※申請内容にて判断します。 (対象外) <ul style="list-style-type: none">行事参加者に配布する参加賞や賞品
備品購入費	事業に必要な単価3万円以上の備品の購入費	※申請内容にて判断します。
食料費	事業実施に必要不可欠と認められる費用	<ul style="list-style-type: none">イベント時の炊き出し用の材料代 ※申請内容にて判断します。 (対象外) <ul style="list-style-type: none">弁当代、懇親会費、接待費申請団体の構成員に係る費用
役務費	事業の実施又は連絡用に使用する郵送代・保険料	<ul style="list-style-type: none">事業の実施、連絡等に要する郵便等の通信費事業実施に要する保険料 (対象外)自動車保険申請団体や申請団体構成員が所有する通信機器を使用して連絡等に要した費用
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレット、冊子等の印刷製本費	<ul style="list-style-type: none">事業の周知に要する費用 ※申請内容にて判断します。
使用料及び賃借料	会場使用料及び事業に必要な物品等の借上料	<ul style="list-style-type: none">事業に要する会場使用料事業に要する車両、機器等の借上料 (対象外)個人所有物の借上料

